宮崎県公報

令和８年11月19日（木曜日）　第 764 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　64,800 円

目　次

頁

告　示

○保安林の指定予定（３件）……（自然環境課）１
○保安林の指定……（　〃　）１
○漁業災害補償法に基づく特定第２号漁業者の同意（２件）……（水産政策課）２

公　告

○都市計画の変更図書の写しの縦覧……（都市計画課）２
○落札者等の公告（２件）……２

人事委員会規則

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……３

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数……６
○選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数……６

告　示

宮崎県告示第 793号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　保安林予定森林の所在場所　串間市大字市木字平床6573－18、字中丸6639－１、字七目木6692－１
２　指定の目的　水源の涵養
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 794号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　保安林予定森林の所在場所　串間市大字市木字轟6756、6778－８、6785－38
２　指定の目的　水源の涵養
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 795号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　保安林予定森林の所在場所　日南市南郷町榎原字仮屋谷乙 955、乙 958、乙 959
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 796号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　保安林の所在場所　串間市大字一氏字橘木1794－3（次の図に示す部分に限る。）
2　指定の目的　水源の涵養
3　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は択伐による。
字橘木1794－3（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 797号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第５項において準用する法第 105条の２第３項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第２項の規定による特定第２号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

同意成立の届出年月日	令和８年10月16日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 小林　祐太 東臼杵郡門川町 小林　賢一
加入区の名称	門川加入区
区域	門川漁業協同組合の地区
区分	総トン数10トン未満の漁船を使用して主に機船船びき網漁業以外の漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの

宮崎県告示第 798号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第５項において準用する法第 105条の２第３項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第２項の規定による特定第２号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

同意成立の届出年月日	令和８年10月22日
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町 一政　勲 児湯郡川南町 山田　幸夫
加入区の名称	川南町加入区
区域	川南町漁業協同組合の地区
区分	総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの

公　　告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　都市計画を定める者の名称
高千穂町
2　都市計画の種類
高千穂都市計画用途地域
3　縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県西臼杵支庁

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　借入物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン及び周辺機器）　731台
2　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
宮崎市橘通東２丁目10番１号
3　落札者を決定した日
令和８年９月15日
4　落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市高千穂通２丁目５番25号
5　落札金額
334,031,610円
6　一般競争入札の公告を行った日
令和８年８月13日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

令和８年11月19日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　借入物品の名称及び数量

パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン及び周辺機器）　726台

２　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

宮崎市橘通東２丁目10番１号

３　落札者を決定した日

令和８年９月15日

４　落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク

宮崎市高千穂通２丁目５番25号

５　落札金額

335,699,496円

６　一般競争入札の公告を行った日

令和８年８月13日

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月19日

宮崎県人事委員会委員長　桑　山　秀　彦

宮崎県人事委員会規則第24号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第24条関係）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		受給資格証番号		広域求職活動費の申請回数	回目
	住所又は居所					

	名称	所在地		
訪問事業所				
宿泊地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係
泊数	泊	泊	泊	泊

職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。

年　月　日

申請者氏名

宮崎県知事（氏名）　殿

※知事記載欄	区間	鉄道賃				船賃		航空賃		車賃		宿泊料（円）	計（円）	鉄道距離換算キロ数〔キロメートル〕
		距離〔キロメートル〕	運賃（円）	急行料金（円）	計（円）	距離〔キロメートル〕	運賃（円）	距離〔キロメートル〕	運賃（円）	距離〔キロメートル〕	支給額（円）			
	合計													

求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円
差引支給額	円

備考

1　この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して 10 日以内に知事に提出すること。

2　この申請書には、次の証明書等を添えて提出すること。

（1）　公共職業安定所の長が雇用保険法第 59 条の規定により、広域求職活動の必要があると認めた旨の証明書

（2）　宿泊数を証明する書類又は宿泊数が明示されている領収書

（3）　求人者から支給された広域求職活動に要する費用の額又は支給されなかったことを証明する書類

3　「広域求職活動費の申請回数」には、今回の受給資格に係る受給期間において、何回目の広域求職活動費の支給を申請するものかを記載すること。

（例：今回の受給資格における受給期間において初めて広域求職活動費の支給申請を行う場合は「１」と記載すること。）

なお、広域求職活動費は、所定給付日数に応じて、受給できる回数（上限回数）が決まっているため、あらかじめ確認すること。

（1）　基本手当の受給資格者における上限回数は、所定給付日数に応じて以下の表のとおりとする。

基本手当の所定給付日数	90日	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
上限回数	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回

※給付日数の延長があった場合は、延長に応じた上限回数とする。

（2）　高年齢受給資格者及び特例受給資格者における上限回数は、３回とする。

（3）　日雇受給資格者における上限回数は、３回とする。（ただし、３回受給した後に１年経過した場合は再度３回まで受給可能とする。）

4　※印欄には、記載しないこと。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第76条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和８年11月９日現在次のとおりである。

令和８年11月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長　成　合　　修

選挙権を有する者の総数の50分の１の数	17,220人
選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）	207,620人

宮崎県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和８年11月９日現在次のとおりである。

令和８年11月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長　成　合　　修

児湯郡選挙区	17,701人